

基本計画の位置付けからの見直し事項について

1 常設展示の展示内容について

(1) 基本計画での位置付け

ア コンセプト

- ・郷土松本の生い立ちや文化的特徴の形成などについての総合的な理解を促すため、通史展示と民俗展示を行う。
- ・通史展示は、博物館が所有する豊富な実物資料を中心にして、〈人〉…人々の暮らしや松本が生んだ人物、〈歴史・文化〉…松本に花開いた時代ごとの文化、〈自然〉…風土の特徴と歴史・文化の関わり、といった視点を重視して展示を構成する。
- ・民俗展示はこれらと連携し松本の伝統的生活文化を示す視点を重視して展示を構成する。

(2) 見直し事項

大きく「通史展示」と「民俗展示」に分かれている常設展示を、テーマ展示（総合展示）とし、それぞれのテーマを設定しそれに基づく展示とする。

(3) 見直しする理由

ア 松本を特徴づける「もの・こと・ひと」は、学問分野別にきれいに区分されるものではなく、松本学を推進する基幹博物館として、融合的（総合的）な展示について再考する必要が生じた。

加えて、各分館は学問分野別の専門性に寄っている部分があるため、それら分館のガイダンスセンターとしての機能も有する基幹博物館には、学際的な面が要求される。

イ 通史展示は時代の経過を示すことが必要であるが、平均的に時代を概観するに足りる実資料を所蔵していない。レプリカ等を用いて展示を構成しても、現行の展示の延長として拡充はされるものの、フラット・冗長な内容となりかねず、かえって松本市の特徴を描き出しにくくなる。

ウ 基本計画のコンセプトを尊重すれば、資料の蓄積がある民俗分野の展示を分けず、現代の松本につづく文化的特徴の形成などが理解できる展示とした方が有効である。

エ したがって、松本市域に関わる①〈人〉…人々の暮らしや松本が生んだ人物、②〈歴史・文化〉…松本に花開いた時代ごとの文化、③〈自然〉…風土の特徴と歴史・文化の関わりについて、歴史・民俗・自然それぞれからアプローチできるテーマ展示（総合展示）を考えた。

2 企画展示・特別展示について

(1) 基本計画での位置付け

ア 企画展示

他館との共同展示、巡回展、共同調査・研究の成果発表展などを企画展示とします。

イ 特別展示

常設展示の一部をさらに深める展示、学芸員の調査・研究成果を公開する展示、館のコレクションや特に貴重な収蔵品等を特別公開する展示などを特別展示とします。

(2) 見直し事項

用語の使用法の変更

(3) 見直しをする理由

現在の使用法と異なり、誤用のおそれがあるため。

3 市民ギャラリー展示について

- (1) 基本計画での位置付け
諸室構成表の室名欄に「市民ギャラリー」と記載
- (2) 見直し事項
市民ギャラリー室を、共用スペースを活用した市民ギャラリーゾーンとする。
- (3) 見直しをする理由
 - ア I P M管理体制等、博物館の資料保存管理体制上、支障が生じてしまう。
 - イ 企画展示・特別展示のコンセプトと重なる面があり、企画展示・特別展示室との共用が可能である。
 - ウ 建設予定地周辺の施設状況

4 (仮称) 親子の博物縁 (ハクブツエン) の設置

- (1) 基本計画での位置付け
位置付けなし
- (2) 見直し事項
(仮称) 親子の博物縁の設置
- (3) 見直しをする理由
 - ア 常設展示の対象が、「小学校高学年程度が無理なく理解でき」としている中で、それよりも年少の子どもを受け皿となり得る空間が無い。
 - イ 「静かに鑑賞しなければならない」と認識されやすく、子育て中の親子から敬遠されがちな博物館として、広く市民を対象とするには不可欠な空間である。
 - ウ 市が進める子どもにやさしいまちづくり、子育て支援に寄与する空間であり、幼少時からキャリア支援に寄与できる場が必要となっている。

5 博物館活動の展示 (収蔵展示)

- (1) 基本計画での位置付け
位置付けなし
- (2) 見直し事項
博物館活動の展示の実施 (ハード上の配慮)
- (3) 見直しをする理由
 - ア 現在地よりも市民が来訪しやすい場所に移転改築する中で、博物館が何をやっているところなのか、どういう人がいるのか「見える化」し、市民理解を得やすい環境をつくらなければならない。
 - イ バックヤードツアーなど「特別な機会でないともみることができない」状態ではなく、いつでも (部分は) 見える状態にする必要がある。